

議案第 46 号

伊賀市介護保険条例の一部改正について

伊賀市介護保険条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 2 月 28 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

伊賀市介護保険条例の一部を改正する条例

伊賀市介護保険条例(平成 16 年伊賀市条例第 166 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条各号列記以外の部分中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「25,344 円」を「33,924 円」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

(3) 世帯主及び世帯員全てが、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市民税が課されていない者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が 120 万円以下であり、かつ、前 2 号に該当しない者 42,744 円

第 4 条第 4 号中「第 4 号」を「第 3 号」に、「50,688 円」を「50,886 円」に改め、同条第 5 号及び同号アを次のように改める。

(5) 次のいずれかに該当する者であり、かつ、前号に該当しない者 61,063 円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市民税が課されていない者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が 80 万円以下である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

第 4 条第 5 号イ中「又は第 7 号イ」を「、第 7 号イ、第 8 号イ、第 9 号イ又は第 10 号イ」に改め、同条第 6 号中「63,360 円」を「67,848 円」に改め、同号ア中「合計所得金額が 200 万円未満である者」を「当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定によ

る市民税が課税されていない者」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イ」に改め、同条第7号中「76,032円」を「78,025円」に改め、同号ア中「300万円」を「125万円」に改め、同号イ中「除く。）」の次に「、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当するものを除く。」を加え、同条第8号を次のように改める。

(8) 次のいずれかに該当する者 84,810円

ア 合計所得金額が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）にかかる部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当するものを除く。）

第4条に次の3号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者 101,772円

ア 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）にかかる部分を除く。）、次号イに該当するものを除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 118,734円

ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）にかかる部分を除く。))

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 135,696円

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。